外国人労働者の非熟練労働への就労

名古屋市立大学大学院経済学研究科研究員 細 川 潔

1 考察の視点

日本は現在でも外国人が非熟練労働(いわゆる単純労働)の就労を目的とした入国は認めていない。しかし一定の在留資格では労働が可能となっており、そのため実際は多くの外国人が国内の様々な産業で働いている。特に製造業や料理飲食店、コンビニなどで働いている外国人を目にすることは多い。

ここでは、外国人の就労についてその歴史と現状を東海地域に視点をおいて、さまざまな統計からみていくことにする。外国人がある産業や職種においては、日本人労働者になり代わりその穴埋め、補完的役割を担っており、労働市場で重要な位置を占めていることは明らかである。

2 東海地域で働く外国人労働者の推移とその背景

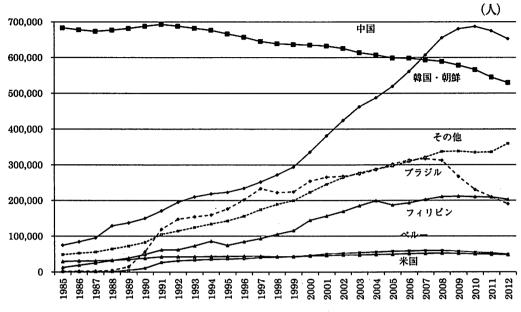
(1) 非熟練労働に就労可能な在留資格

日本の在留資格は活動に基づくものと身分又は地位に基づくものの二つに大きく分かれている。前者の在留資格で就労が可能な職種というのは非常に専門性の高いものに限定されていて、非熟練労働に就けるそれは限られる。条件付ながら技能実習、留学、特定活動という在留資格は就労が可能となっている。一方後者の在留資格は活動に制限がなく、非熟練労働へも自由に就労できる。日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者という在留資格で就労している外国人は非常に多い。

現在では非熟練労働に就く外国人が多くなっているが、それには就労可能となるように在留資格の見直 し、出入国管理法(入管法)改正が行われてきたためである。その背景には、その時代の経済情勢とくに 雇用を取り巻く環境が大きく影響している。

1985年のプラザ合意で円高、超低金利の時代を迎え、バブル経済そして労働力不足になったことから、産業界から労働者として外国人の受け入れが求められた。それが1989年12月の入管法改正(施行1990年6月)である。この改正で、在留資格として「日本人の配偶者等」、「定住者」を設け、非熟練労働への一部の外国人の就労が可能になった。これにより、日系二世、三世や日系人の配偶者が就労できることになり、ブラジルやペルーなど南米から多くの日系人が来日し自動車関連の企業で働き始めた。

そして同時に「研修」という在留資格が新設された。これにより一定の条件と期間,就労が可能になった。この資格によりアジアの国々から研修生として来日し日本で働き始めた。ところが「研修」による就労はさまざまな問題を抱えたことから、その後制度の見直しが進められた(後述)。



【図1】 在留外国人の推移

(出所)「登録外国人統計」、「在留外国人統計」から作成

(2) 在留外国人の推移

日本に流入し滞在している外国人の人数は法務省が発表する在留外国人統計(以前は登録外国人統計)で見ることができる。現在では韓国・朝鮮、中国、フィリピン、ブラジルが上位を占めており、その推移を示したのが【図1】である。

人数の推移をみると特徴がいくつか浮かび上がる。1. 改正入管法が施行された 1990 年以降のブラジル国籍者の急増、2. 韓国・朝鮮やフィリピンの純増傾向、3. 2009 年に見られるブラジル国籍者の急減、4. 2011 年には順調に増加していた韓国・朝鮮国籍者が減少に転じた。

これらの変化は 2008 年 9 月に発生したリーマンショックと 11 月のトヨタショックの影響が表れたものとであり、自動車関連産業において雇用調整が行われ日系人の雇用の打ち切りが次々実施され、ブラジル国籍者の急減になった。また 2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災とその時生じた福島原発事故がアジアの国々の人々の流入に影響が出たと言われている。

(3) 東海地域の外国人労働者

東海地域の在留外国人の状況を見ることにしよう。【図2】で明らかであるが、東海地域は関東、近畿に次いで外国人が集中している。外国人の就労状況について、在留外国人に関する統計には、先に見た法務省の登録外国人統計・在留外国人統計、厚生労働省の外国人雇用届出状況があり、総務省からは外国人に関する国勢調査結果が発表されている。また研修関係については財団法人国際研修協力機構(JITCO)が、さらに留学生に関しては独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)がそれぞれアンケート・調査結果を発表している。以上の統計から東海地域における外国人の就労の特徴を見ていくことにする。

東海四県の外国人登録者数を国籍別に掲載したのが【表1】である。2012年12月末では岐阜県を除き

【図2】県別在留外国人数(2012年12月末日)

450,000
350,000
250,000
200,000
150,000
50,000

北市習官秋山福美領群埼千東神新宮石福山投愛移岐三進京大長奈和岛岛岡広山徳香愛高福佐長龍大宮蛇神海
森手城田形岛城木馬玉葉京川高山川井梨野知岡印取貿都阪邸阜山取根山岛口岛川韓知岡賀崎本分崎島楊

(出所)「在留外国人統計」から作成

【表1】 国籍別外国人登録者数の上位10か国(2012年12月末)

(人)

(人)

	愛矢	叩県	· 静岡	月県	岐阜	早県	三重県		
	総 数	195,970	総 数	77,353	総 数	45,878	総 数	42,879	
1	ブラジル	50,529	プラジル	29,668	中国	14,955	ブラジル	13,324	
2	中国	46,949	中国	12,783	ブラジル	11,530	中国	9,241	
3	韓国・朝鮮	37,404	フィリピン	12,358	フィリピン	9,014	韓国・朝鮮	5,564	
4	フィリピン	26,246	韓国・朝鮮	5,958	韓国・朝鮮	5,148	フィリピン	5,388	
5	ペルー	7,217	ペルー	4,986	ベトナム	1,256	ペルー	3,159	
6	ベトナム	5,176	ベトナム	2,293	ペルー	863	ベトナム	1,174	
7	インドネシア	2,642	インドネシア	1,788	ネパール	383	タイ	993	
8	ネパール	2,387	タイ	1,137	タイ	353	インドネシア	736	
9	アメリカ	2,307	アメリカ	843	アメリカ	349	ネパール	347	
10	タイ	1,962	インド	526	インドネシア	314	アメリカ	277	

(出所) 法務省「在留外国人統計」から作成

ブラジル国籍が多い。以下アジアの国々が続いている。

次に就労している外国人の 2012 年 10 月末における人数を厚生労働省の外国人雇用届出状況で確認すると愛知県 80,712 人,静岡県 36,743 人,岐阜県 18,960 人,三重県 17,342 人である。全国的にはそれぞれ上位から 2 位, 4 位, 8 位, 9 位を占めており集中していることは明らかである。またその就労状況について在留資格別に見たのが次の【表 2 】である。ここで考察の対象にしているのは非熟練労働への就労ということから専門的技術的分野を除く在留資格である。

産業別に見たのが【表3】である。製造業に従事している人数が各県とも圧倒的に多く、愛知県では

	総数	専門的技 術的分野	特定活動	技能実習	资格外活助	身分に基づ く
愛知県	80,712	7,953	484	15,580	6,304	50,391
静岡県	36,743	2,434	74	5,906	2,385	25,944
岐阜県	18,960	1,117	42	8,281	563	8,947
三重県	17,342	1,150	51	5,197	809	10,135
全 国	682,450	124,249	6,763	134,228	108,492	308,689

(出所) 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」から作成

【表3】 産業別外国人労働者数

(人)

	総数	製造業	卸売・小売業	宿泊業・飲 食サービス 業	サービス業	その他
愛知県	80,712	43,863	5,496	5,547	10,839	14,967
静岡県	36,743	20,379	1,868	1,421	7,683	5,392
岐阜県	18,960	12,398	676	401	3,147	2,338
三重県	17,342	10,485	743	653	3,214	2,247
全 国	682,450	260,988	72,048	75,158	85,352	188,904

(出所) 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」から作成

【表4】 製造業の内訳

(人)(%)

	愛知県		静岡		岐阜	具県	三重県		
製造業の内訳	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
食料品製造業	4,760	10.9	2,946	14.5	619	5.0	1,026	9.8	
繊維工業	2,156	4.9	221	1.1	3,826	30.9	506	2 4.8	
金属製品製造業	3,725	8.5	841	4.1	898	7.2	935	8.9	
生産用機械器具製造業	2,610	6.0	609	3.0	836	6.7	1,025	9.8	
電気機械器具製造業	3,597	8.2	2,049	10.1	381	3.1	1,325	12.6	
輸送用機械器具製造業	16,458	37.5	9,008	44.2	2,791	22.5	2,365	22.6	
その他	10,557	24.1	4,705	23.1	3,047	24.6	3,303	31.5	
合計	43,863	100.0	20,379	100.0	12,398	100.0	10,485	100.0	

(出所)厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」から作成

54.3%, 静岡県 55.5%, 岐阜県 65.4%, 三重県 60.5%を占めている。

さらにその製造業の内訳を見たのが【表4】である。岐阜県は繊維工業が最も多くなっているが、他は 輸送用機械器具製造業の割合が高い。自動車関連の企業が集積していることによるものである。

また、2005年の国勢調査から産業別就業割合を掲げた【表5】。参考に日本のそれも掲載した。以上から特徴をまとめると次のことが言える。東海地方では製造業で働く外国人が多く集中している。ブラジルやペルーの日系人、アジア各国の人々が働いている。愛知県、静岡県では輸送用機械器具製造業に従事しているものが多く、岐阜県では繊維工業に集中しているところに特徴がある。アジアからの女性が飲食店

Г		韓国 ·	朝鲜	ф	1	フィリ	ピン	9	1	インド	ネシア	۸ ۲	ナム	ブラ	ジル	П	本
		男	女	男	女	男	女	玥	女	羽	女	男	女	男	女	男	女
	良林漁菜	0.2	0.2	0.4	5.1	0.7	0.5	0.7	1.2	0.7	0.5	0.1	0.1	0.2	0.3	2.4	3.3
	建	24.4	6.3	5.8	0.9	12.6	1.7	4.2	0.8	2.3	0.9	2.2	0.1	1.9	0.4	11.1	3.2
	製造菜	15.6	12.8	44.8	48.5	60.9	45.4	75.3	57.0	77.5	46.5	83.8	87.0	70.5	69.3	31.6	18.8
	竹報通信業	1.5	1.1	3.3	1.0	0.1	0.1	0.4	0.4	0.4	-	0.2	-	0.1	0.1	2.1	1.2
	運輸業	10.1	2.5	2.9	1.7	1.8	1.1	1.1	0.4	0.7	-	2.0	0.1	1.9	0.8	7.2	2.4
愛知	卸売・小売業	12.2	20.5	8.4	9.7	1.9	6.1	2.5	6.2	1.7	3.3	1.0	1.3	2.0	2.6	14.8	21.7
똈	飲食店,宿泊菜	8.2	20.9	16.6	14.1	3.2	24.3	6.0	14.0	1.5	27.1	0.8	1.7	0.5	1.0	3.3	7.8
	医療. 福祉	2.0	6.9	0.6	1.2	0.2	0.7	-	1.2	_	0.2	-	0.4	0.1	0.9	2.6	13.4
	教育,学習支援菜	1.8	3.0	3.4	3.0	0.5	1.0	3.2	4.3	0.9	0.2	0.8	0.1	0.3	1.2	2.8	5.4
	サービス菜(*)	16.4	18.4	8.8	10.2	10.9	13.3	4.6	10.5	11.8	16.4	5.5	6.0	17.9	18.5	13.0	14.9
	その他	7.4	7.5	4.9	4.6	7.2	5.8	2.1	4.3	2.5	4.9	3.5	3.2	4.5	4.9	8.9	7.9
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農林漁業	0.5	0.6	0.8	2.3	0.2	0.8	0.7	1.5	0.2	0.8	3.1	1.2	0.1	0.2	4.7	5.2
	建設菜	17.8	4.0	4.1	0.5	4.4	0.9	12.2	1.1	2.6	1.2	1.2	0.4	1.4	0.4	12.1	3.3
	製造業	16.5	12.5	64.3	59.6	65.5	37.8	71.2	56.6	87.7	60.5	67.5	64.5	65.6	62.2	30.4	20.2
	竹報通信業	1.1	1.0	1.0	0.5	_	0.0	0.7		0.2	-	-	_	0.1	0.1	1.6	0.9
	運輸業	6.8	0.7	1.5	0.8	1.1	1.1	1.4	-	0.3	1.6	1.4	1.2	2.2	2.0	6.8	2.3
MP IZI	卸売・小売業	10.5	17.8	5.5	9.7	1.5	4.7	2.9	7.5	0.9	7.8	7.8	9.3	1.4	2.3	13.8	21.1
県	飲食店, 宿泊菜	12.5	33.1	7.7	12.2	3.7	36.1	6.5	20.4	1.8	17.4	3.1	7.7	0.3	1.1	3.5	7.8
	医療. 福祉	2.7	4.5	1.1	0.9	0.2	0.3		0.8	-		0.2	0.4	0.1	0.7	2.8	13.1
	教育、学習支援業	2.2	3.3	1.3	1.7	0.1	0.7	_	0.4	0.2	0.8	0.2	0.4	0.5	1.8	2.8	5.1
	サービス菜(*)	19.8	16.4	9.0	9.1	20.8	15.3	3.6	9.4	4.8	8.5	5.9	4.6	24.4	24.7	12.7	14.3
	その他	9.5	6.2	3.6	2.8	2.6	2.3	0.7	2.3	1.3	1.6	9.5	10.4	4.0	4.5	8.7	6.7
Ш	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	良林漁菜	0.6	0.4	0.8	1.5	0.3	0.1			-			1.3	0.5	0.7	3.7	3.7
	建設菜	21.7	4.5	9.5	0.1	2.6	1.2	5.9	2.0	2.9	-	0.5	-	1.4	0.3	14.0	3.4
	製造菜	14.2	13.2	63.0	82.0	34.9	32.9	51.0	76.5	78.6	32.0	81.6	83.4	34.1	30.9	28.0	21.5
	竹報通信業	0.6	1.2	0.2	0.1			-		-			-		0.1	1.5	0.8
	運輸業	7.8	2.5	0.1	0.2	_	0.3	_	-	-			-	0.4	0.2	5.9	1.7
岐阜	卸売・小売業	13.8	20.3	5.6	2.5	0.6	2.5	13.7	2.0	5.7		0.5	1.3	1.2	2.1	14.8	20.8
県	飲食店, 宿泊菜	11.1	22.1	5.5	2.4	3.7	24.1	3.9	5.9	4.3	66.0	0.5	3.2	0.3	0.6	3.3	7.7
	医療, 福祉	2.7	7.4	0.4	0.2		0.3	<u> </u>	-	-			-	0.0	0.4	3.1	14.4
	教育, 学習支援業	0.8	2.5	0.8	0.2	-	0.8		5.9	1.4	-	0.5	0.6	0.3	1.0	3.1	5.4
	サービス菜(*)	20.5	20.3	8.7	8.8	54.5	35.4	25.5	7.8	7.1	2.0	15.3	10.2	59.8	61.9	13.0	13.8
	その他	6.1	5.5	5.3	2.0	3.4	2.3	<u> </u>	_	-	_	1.0	-	2.0	1.9	9.5	6.8
_	合計	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	具林渔菜	0.6	0.7	1.4	4.2	0.3	0.2	2.0	2.7	15.1				0.4	0.2	5.3	4.4
	建設菜	21.6	5.4	3.8	0.3	5.6	1.4	4.0	0.7	3.9		1.3	-	2.7	0.6	12.3	3.1
	製造業	17.2	14.5	70.1	77.7	44.6	36.7	71.7	45.9	60.3	52.7	92.1	93.8	72.4	70.9	29.3	18.4
	竹報通信楽	0.6	0.5	0.7	0.2	0.2	-		-	-	-	-	-	0.0	-	1.3	0.7
_	運輸業	7.8	2.5	0.9	0.5	0.8	1.6	-	0.7	2.2	2.2	3.1	-	2.0	1.1	7.3	2.1
三角	卸売・小売業	11.8	20.3	6.5	4.8	1.6	3.0	5.1	10.1	0.6	1.1	0.8	2.8	1.3	1.7	12.9	20.9
県	飲食店、宿泊菜	10.9	23.2	6.7	5.7	0.8	15.4	6.1	23.0	0.8	11.0	0.8	0.6	0.3	0.6	2.8	7.3
	医療, 福祉	1.7	7.4	0.3	0.7	-	0.6	-	0.7	-	1.1	-	-	0.1	0.2	3.0	15.5
	教育, 学習支援菜	1.1	2.5	2.0	1.1	0.3	0.6	1.0	1.4	0.3	-	0.3	0.6	0.3	1.1	3.1	5.9
	サービス菜(*)	18.3	16.1	4.8	3.2	41.4	38.0	7.1	9.5	7.8	17.6	0.8	0.6	15.5	17.2	12.1	13.6
	その他	8.4	7.1	3.0	1.5	4.3	2.5	3.0	5.4	8.9	14.3	0.8	1.7	5.2	6.3	10.6	8.0
	他に分類され		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

^{*} 他に分類されないもの

⁽注) 各数字は小数点第二位を四捨五入して表示している。

⁽出所) 総務省統計局HP>平成17年国勢調査>外国人に関する特別集計>労働力状態, 産業, 職業, 従業上の 地位から筆者作成

あるいは卸売、小売業という業種に従事している点にも特徴がある。三重県ではインドネシアの男性が農 林漁業に、愛知県ではベトナムの男性が建設業に多く就労している点にも注目される。

(4) 技能実習制度による就労

1989年の入管法改正では一部の外国人に限り非熟練労働に就労できる在留資格「研修」を新設した。先進国である日本で技術や技能を習得して、それを持ち帰って本国での経済発展に寄与させるという目的があった。この研修制度には企業単独型と団体管理型の2種類があり、後者の受け入れ団体として、また企業単独型の指導機関として外国人研修の一元化した管理のため1991年に労働省(現厚生労働省)、法務省、外務省、通商産業省(現経済産業省)の四省(翌年には建設省(現国土交通省)が加わり五省)により公益法人として「財団法人国際研修協力機構(JITCO)」が設立された。研修目的による入国者の国籍は当初から中国、タイ、フィリピン、韓国などアジア諸国が大半を占めていた。

研修の在留期間は、当初は短期間で技能・技術の習得には不十分ということから、1993年4月にはこの制度の改正が行われ、研修・技能実習制度に改変された【表6】。1年の研修期間に加え、一定の技能や技術、知識を習得して、技能検定試験などに合格すれば「特定活動」への在留資格の変更が認められ、さらに2年間在留できることとなった。通算して3年間従事できることになり、より実践的な技術、技能習得の機会が与えられることになった。それ以降研修・技能実習生が増加していった。

しかし本来の目的である技術,技能の習得により,本国の経済発展に寄与する人材づくりのはずが,安い労働力としての活用という目的を逸脱した「研修」(在留資格は研修),「技能実習」(在留資格は特定活動)が行われていたことが明らかになっていった。最低賃金や時間外割増賃金を守らない,不払い残業,強制貯蓄やパスポートの取り上げ,外出禁止,暴力行為やセクハラなど人権侵害の問題が起きた。

問題の発生を受けて政府は外国人研修・技能実習制度の見直しを進めた。研修生と技能実習生は名称が 異なるだけで、従事実態に区別がなかったことなどを踏まえて、受入機関の適正化や研修生に対する労働 関係法令の適用が盛り込まれることとなった。

2010年7月に始まった新たな技能実習制度は研修制度とは切り離したものとなった【表7】。研修制度は 1993年の改正以前の形として独立したものとし、技能実習制度(以下は JITCO の資料による)は、企業単独型、団体監理型でそれぞれ、入国1年目の技能等を習得する活動と 2・3年目の習得した技能等に 習熟するための活動として区別した在留資格とした。

外国人雇用届出状況によれば、技能実習の在留資格で働いている外国人は 2012 年 10 月末において愛知県 15,580 人、静岡県 5,906 人、岐阜県 8,291 人、三重県 5,197 人を数える。国籍別では中国が四県とも多くなっており、それぞれ 10,540 人、3,383 人、7,308 人、3,850 人と大半を占めている。

【表6】 技能実習制度の概要(1993~2010年)

	入国1年目(研修)	入国2・3年目(技能実習)				
企業単独型・団体監理型	在留资格「研修」	在留資格「特定活動」				
正来 中 撰型, 回 体監理型	(研修から技能実習に移行する場合は技能検定試験が必要					

(出所) JITCOホームページから筆者作成

【表7】 技能実習制度の概要(2010年7月以降)

	入国1年目	入国2・3年目
企業単独型	技能実習1号イ	技能実習2号イ
団体監理型	技能実習1号口	技能実習2号口

(出所) JITCOホームページから筆者作成

(5) 労働に従事する留学生

東海地域の在留資格, 留学の登録外国人の人数は。2012年末において愛知 8,582 人, 静岡 2,491 人, 岐阜 1,503 人, 三重 950 人, 東海地域の合計 13,526 人を数えるまでになっている(全国では 180,919 人)。 国籍では圧倒的に中国国籍者が多い。

外国人雇用届出状況にも在留資格,留学の集計があり,愛知 5,236人,静岡 2,139人,岐阜 471人,三重 646人となっている。留学生は資格外活動として就労は一週 28時間以内(長期休業期間中は一日 8時間以内)であれば認められることになっている。そのため、アルバイトとして働くことは可能となっている。

独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)の「平成 21 年度私費外国人留学生生活実態調査」によっても、全体の 75.5%がアルバイトに従事していると回答している。その職種は飲食業に 51.8%、コンビニ等の営業・販売に 25.5%、その他ホテル受付などサービス業への従事者がほとんどである。研修生・実習生が多く従事している土木・建築作業や工場・組立作業には留学生、就学生は 4 %以下と少ない

3 外国人労働者の賃金

JITCO の資料から 2010 年において JITCO 支援技能実習生 (1号) の平均賃金は「技能実習 1号イ(企業単独型)は、128,923 円、技能実習 1号ロ(団体監理型)は 121,372 円、全体平均では 121,784 円」である。また JASSO の資料から留学生のアルバイト賃金は時給 800 円~1,000 円未満が 51.8%、1,000 円~1,200 円が 23.1%という調査結果が出ている。

日本で働く魅力の一つの要素に円の価値がある。2007 年以降の為替レートは現地通貨に対して円高が続いていた。2010 年当時の JITCO 支援の技能実習生の平均賃金 121,784 円を現地通貨に換算すると、中国 9,589 元、ベトナム 27,244,743 ドン、フィリピン 57,992 ペソ、インドネシア 11,071,273 ルピア、タイ42,731 バーツとなる。本国の労働者の平均賃金と比較するとこの金額はかなり高額である。本国へ送金し、あるいは持ち帰ることができればそれは大きな価値を持つ。そこに日本で働くことのインセンティブがある。日本の企業にとっては人材確保と賃金の抑制という両面で技能実習制度は魅力あるものだった。

4 日本の労働市場

労働の規制緩和が進んだことが労働者を取り巻く環境を劇的に変化させた。1985 年 6 月に成立した労働者派遣法 (86 年 7 月施行), 1996 年 6 月労働者派遣法の改正 (同年 12 月施行), 1997 年 6 月男女雇用機

	全体	製造業	卸売・小 売業, 飲 食店	サービス 業
正社員を確保できないため	22	23.2	21.1	22.7
景気変動に応じて雇用量を調節するため	21.1	33.2	22.1	14.8
一日、週の中の仕事の繁閑に対応するため	31.8	22.2	38.1	31.5
臨時、季節的業務の変化に対応するため	16.6	24.4	15.2	14.5
賃金の節約のため	40.8	43.8	42.4	40.9
賃金以外の労働コストの節約のため	21.1	25.5	21.3	20

(出所) 厚生労働省縄 (2011) 「平成23年版 労働経済白書」 日経印刷㈱311頁。 原資料 厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」

会均等法の改正 (99 年 4 月施行), 99 年 6 月労働者派遣法の改正 (同年 12 月施行), さらに 2003 年 6 月に 労働者派遣法の改正 (04 年 3 月施行) が行われ, これにより, 製造業への派遣が解禁になった。この結果, 非正規の職員・従業員の割合は増え続け, 1984 年 2 月の「労働力調査特別調査」によれば, それは 15.3% であったものが, 2010 年には「労働力調査」でその年間平均値は 34.2%と二倍以上になっている。労働者の賃金は勤労統計調査の結果を見ると, 1997 年をピークに下がり続けており, それは非正規の労働者の増加が一つの要因となっている。

輸出の減少やさらにアジアの工業化の進展によるアジア製の安価な製品の輸入の増加などが考えられる。安価な輸入製品との競争により、国内製品の価格の低下がおき、そのため企業はコスト削減を迫られた。その結果、労働者の賃金の引き下げざるを得ない状況に追い込まれてきた。

厚生労働省の『就業形態の多様化に関する総合実態調査』(2007年)の非正社員の雇用理由の結果【表 8】では賃金の節約のためというのが産業全体で40%を超えており、事業所規模別見ても500人以上が 38.1%となっているほかは40%を超えている。賃金の節約のためには賃金の安い従業員を求めることに なる。入管法の改正により、外国人の就労に関して整備が進められ、非熟練労働についても一定の資格と 制約のもと労働に従事できる。それは日本人の非正規雇用に限らず、低賃金労働者として外国人労働者も その選択肢に入ることになった。

5 結論―外国人労働者への依存

外国人労働者は、国籍、在留資格などで働く場は現在、棲み分けられている。一つは日系人(ブラジル・ペルーなど)が大企業を中心とした下請や関係会社になる加工組立工場等への請負や派遣という形態での就労である。東海地方、関東地方の自動車部品、電子部品、機械部品の製造に従事するものである。二つめには研修・技能実習といった在留資格での、主として中国や東南アジアの人たちによる金属製品や繊維製品加工製造の中小企業への就労である。そして三つめには留学生、就学生によるコンビニや飲食店等への就労である。短時間勤務が可能、フレキシブルな勤務時間は留学生らのアルバイトに適しているということである。

日本人の雇用が困難な三 K 職場や非正規雇用が多い産業や職業では労働力として外国人は貴重な存在となっている。日本人が就業したがらないところでは、その穴埋めに外国人に依存しなくてはならない。労働者の賃金や雇用形態、雇用条件から、日本人が就きたがらない職域には外国人が入る余地があり、労働力の補完として外国人労働者への依存を強めていかざるを得ない。外国人労働者は今後ますます重要な労働力になっていく。特に地理的にアジアから流入する労働力は日本にはなくてはならない位置を占めることになる。